

# 議案第42号 資料1

## 「今後の市民館・図書館のあり方（案）」概要

「今後の市民館・図書館のあり方」につきましては、令和2（2020）年2月の『今後の市民館・図書館のあり方』に関する基本的な考え方を基に、令和2（2020）年度に実施した「市民館利用者グループヒアリング」をはじめ、「図書館のあり方に関する懇談会」や「市民館フォーラム」の市民や有識者の意見を伺いながら取りまとめました。2月にパブリックコメント手続を実施した上で、令和3（2021）年3月の策定をめざします。

### 第1章 策定にあたって

#### 1 策定の背景

我が国は、急速な少子高齢化の進行から、平成20（2008）年をピークに人口減少に転じるとともに、人口構造が変化しております。また、働き方は多様化し、家族形態も変化しており、あらゆる世代を取り巻く生活環境が大きく変化しています。更に、情報化社会の進展や価値観の多様化などから、人や地域のつながりが変化しています。

本市においても、今後、更なる都市化の進展や急速な高齢化の進行が見込まれており、人口減少への転換などと合わせて、激しく変化する社会状況に適切な対応を図っていく必要があります。

また、甚大な自然災害や新型コロナウイルス感染症等の新しい感染症の発生など、自然と共生・共存しながら、これまでの意識を変えることや新しい生活様式などに対する柔軟な対応も求められています。

#### 2 策定の目的

超高齢社会の到来や人口減少、地域のつながりの希薄化など、社会状況が変化し、市民ニーズも多様化する中、市民館・図書館においても、市民の自発的・主体的な学びを支援するための学習の場や情報の提供等に取り組んできましたが、市民の主体的な参加による持続可能な社会づくりや、地域づくりに向けて、これまで以上の役割を果たしていくことが期待されています。

この「今後の市民館・図書館のあり方」は、市民館・図書館が、地域の中でそれぞれの機能を最大限に發揮しながら、全ての市民が生涯を通じて学び続けることができるよう、概ね10年後の未来を見据えた理念を掲げ、その役割を果たしていくため、それぞれの施設運営や施設整備の方向性を示すものです。

#### 3 市民館・図書館の概況

##### （1）市民館

本市では、「公民館」と大ホールやギャラリーを備えた「文化会館」の2つの機能を持つ都市型施設を、教育文化会館・市民館（以下「市民館」という。）として、各区に1館設置とともに、地域に密着した施設として6館の分館を設置し、施設提供事業や社会教育振興事業の実施を通じ、市民の自発的・主体的な学習活動を支援しています。

また、身近な学びの場として、市民が集い、つながる、地域に根差した市民館をめざすとともに、タイマーな話題や市民ニーズに対応した事業企画により、市民の学習意欲を高める事業展開を図り、平和や人権、男女平等推進、家庭教育に関する講座の開催などを通じて、社会生活や地域の課題についての学びの場を積極的に創出しながら、地域における社会教育を振興する取組を推進しています。

##### （2）図書館

図書館は、各区に1館の地区館を設置するとともに、分館5館と閲覧所1館に加え、自動車文庫での市内21ポイントの巡回、図書・資料を効率的に提供するためICT（情報通信技術）などを活用した図書館ネットワークを構築し、全市的な図書館サービスを展開しています。

また、地域や市民にとって役立つ「知と情報の拠点」をめざして、市民の生涯学習を支える取組やレンタルアレンスをはじめとした市民の仕事や生活に役立つサービスを提供するとともに、児童・生徒の読書支援など学校図書館との協働の推進や市内大学や関係機関等と連携した川崎として特色のある図書館としての取組を行っています。

更に、図書館システムの構築など、持続的で安定した効果的・効率的な運営や図書館職員の専門的能力と資質の向上をめざした運営に努めるとともに、ボランティアや各種市民グループ・団体との協働の取組など、市民に信頼される市民が支える図書館としての取組を行っています。

#### 4 生涯学習社会の実現と社会教育の推進～国の動向～

##### （1）「生涯学習の理念」に基づく生涯学習社会の実現

「生涯学習」とは、一般的には人々が生涯に行う学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味などの様々な機会において行うあらゆる学習という意味で用いられています。

##### （2）人生100年時代を見据えた生涯学習の推進（第3期教育振興基本計画）

平成30（2018）年に閣議決定された「第3期教育振興基本計画」では、「人生100年時代を見据えた生涯学習の推進」や「人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進」などを政策の目標に掲げ、生涯を通じ学び、活躍できる環境を整えることを基本的な方針として位置づけています。

##### （3）今後の社会教育の振興方策（平成30（2018）年12月中央教育審議会答申）

平成30（2018）年12月に中央教育審議会の答申においては、生涯学習社会の実現に向けて、社会教育が中核的な役割を果たすべきものであり、一人一人の生涯にわたる学びを支援し、地域の持続的発展を支える取組に資する方がより一層期待されています。

##### （4）家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

家庭教育は、保護者が第一義的責任を有するものである一方、子育てや家庭を取り巻く環境の多様化から、子育てに不安や孤立を感じる家庭や子どもの社会性や自立心、基本的生活習慣の育成に課題を抱える家庭も多く、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりが一層求められています。

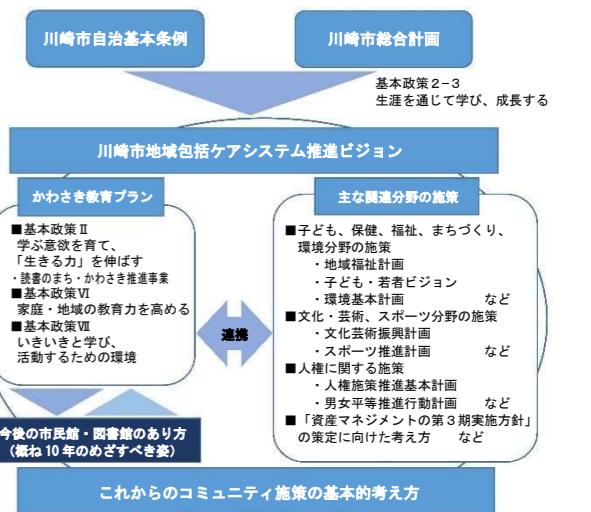
#### 5 本市の主な関連施策

- （1）「第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン」（平成27（2015）年3月）
- （2）「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」（平成27（2015）年3月）
- （3）「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」（平成31（2019）年3月）
- （4）「資産マネジメントの第3期取組期間の実施方針」の策定に向けた考え方（平成31（2019）年2月）
- （5）「川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針」（平成31（2019）年2月）

#### 6 今後の市民館・図書館のあり方の位置づけ

今後の市民館・図書館のあり方については、「川崎市自治基本条例」や「川崎市総合計画」に基づき、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」や「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」と理念を共有し、「かわさき教育プラン」に位置づけた施策を推進するとともに、他の関連分野の施策とも連携しながら、その取組を進めていくこととします。

【今後の市民館・図書館のあり方位置づけの相関図】



### 第2章 今後の市民館・図書館のあり方の方向性

#### 1 10年後の未来に向けて

超高齢社会の到来を見据え、市民の暮らしの向上と地域社会の持続的発展のための学びを推進するためには、10年後の未来に向けて、「人生100年時代の生涯学習社会の実現～生涯を通じた学びと成長～」という理念を掲げ、総合的に施策を展開し、「人づくり」、「つながりづくり」、「地域づくり」の推進を図りながら、持続可能な地域づくりと安心して暮らし続けるしくみづくりを進めます。

#### 「人生100年時代の生涯学習社会の実現」～生涯を通じた学びと成長～

##### (1) 人づくり

ゆとりのある人生や暮らしの中で幸福感を得るため、人の役に立っているという実感が持てるような、自発的・主体的な学びのきっかけづくりや学んだ成果が、やりがい・生きがいとなる学びの好循環につながる人づくりを進めていきます。

##### (2) つながりづくり

学びや活動を通じて様々な主体が出会い、相互作用による新たな価値観が生まれることで、ともに地域の課題を乗り越え、解決に導いていくため、様々な人が触れ合う場づくりや多様なつながりづくりを進めています。

##### (3) 地域づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、地域に関する理解や愛着を深める学習機会を創出することで持続可能な地域づくりを進めています。

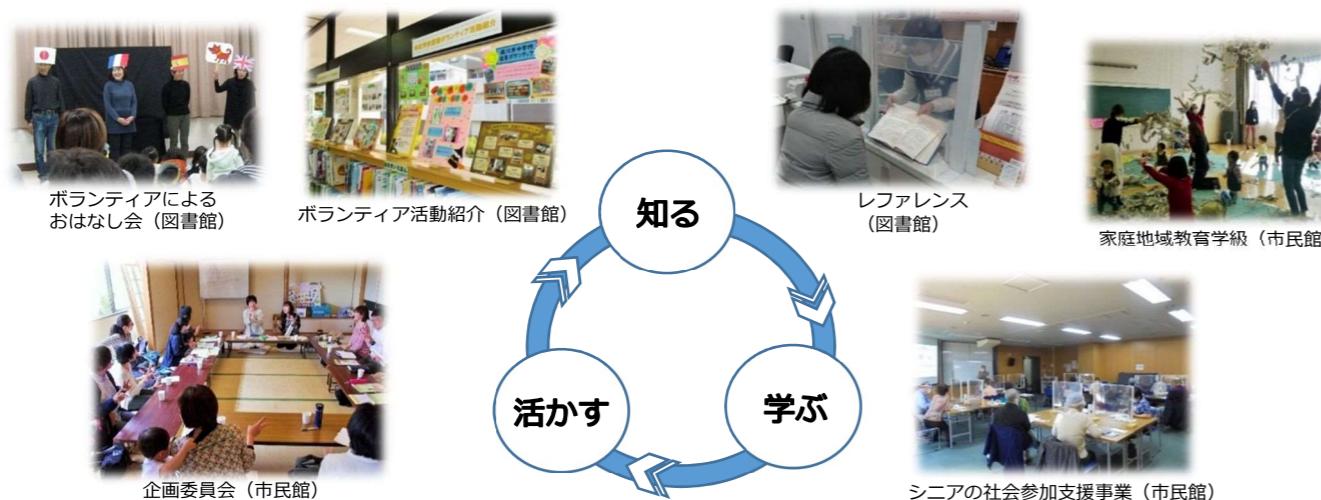
#### 2 今後の市民館・図書館に求められる役割

#### 「学びと活動を通じたつながりづくり」

市民館・図書館は、市民の自発的な学びを通じた成長を支える社会教育施設として、新たな学びや活動への動機づけを図りながら、地域に暮らすさまざまな人々の交流等を促進するとともに、より主体的な学びや活動につながる取組を推進しています。

今後の市民館・図書館は、“市民自身が学び、その成果を地域での活動に活かすことで充実感を味わい、更なる学びにつなげる”という学びと活動の循環を推進していく必要があります。

持続可能な社会の実現に向け、「人づくり」や「地域づくり」が図られるよう、それぞれの強みや資源を活かした連携を進めながら、学びと活動を通じたつながりづくりの役割を果たしていきます。



#### 3 今後のめざす方向性

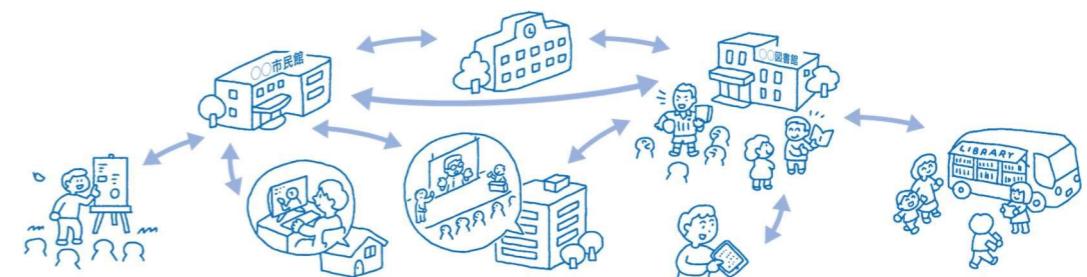
##### (1) 行きたくなる市民館・図書館～利用及び参加の更なる促進～

誰もが、気軽に立ち寄れる居心地がよい空間づくり、安全・安心な魅力ある空間づくり等の利用環境の向上を図り、多様なニーズに対応した魅力ある事業、サービスの展開による施設利用や事業参加を一層促進し、「誰もが行きやすい・参加しやすい」、「また行ってみたい・参加したい」市民館・図書館となることをめざします。



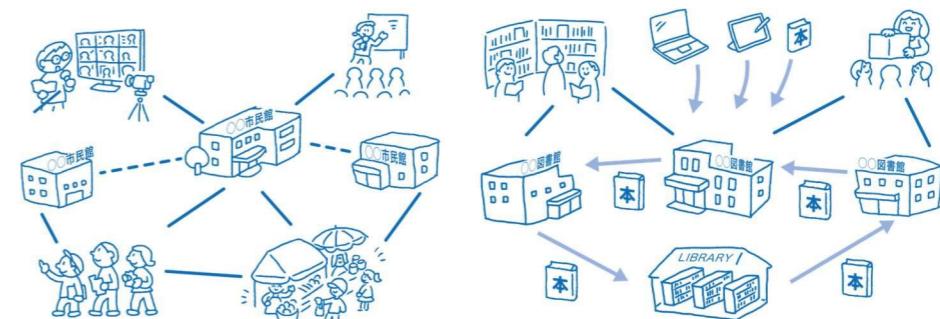
##### (2) まちに飛び出す市民館・図書館～身近な地域に立脚した取組の推進～

地域の公共施設や民間施設との連携、イベントやICTの活用などにより、これまで市民館・図書館を利用ていなかつた人や、距離や交通手段等の事情により施設を利用しづらい地域等での事業やサービスを展開し、まちに広がり、つながり、地域の誰もが身近に感じるような市民館・図書館となることをめざします。



##### (3) 地域の“チカラ”を育む市民館・図書館～地域資源や担い手づくりの推進～

学習の機会や情報の提供など、これまで市民館・図書館が行ってきた市民の自発的・主体的な学びや活動への支援を充実させることなどで、さまざまな人々や団体等が知識やスキルを高め、地域の担い手として積極的に地域づくりに関われるよう、人づくり、つながりづくりを支える市民館・図書館となることをめざします。



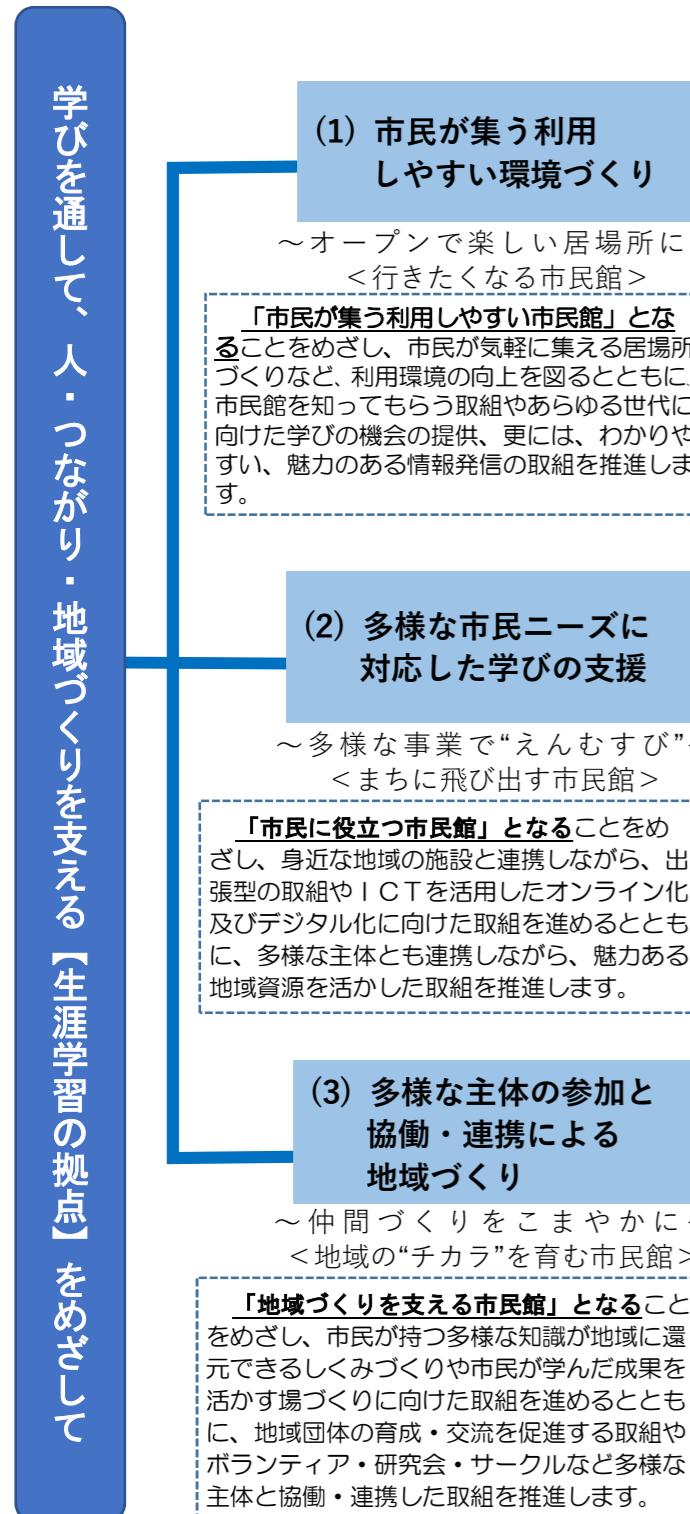
### 第3章 今後の市民館の運営のあり方

#### 市民館運営の基本的な考え方（基本理念）

#### 「学びを通して、人・つながり・地域づくりを支える 【生涯学習の拠点】をめざして」

#### ●今後の市民館のあり方の体系（イメージ図）

【運営の  
基本的な考え方】  
【事業・サービスの展開の方向性】



#### 【取組の方向性】

ア 施設利用の促進のための取組の推進

イ あらゆる世代に向けた魅力ある取組の推進

ウ 戦略的な市民館広報の取組の充実

ア 身近な場所での学びの場づくりの推進

イ まちの資源を活かした取組の推進

ウ ICTを活用した新たな手法による事業・取組の推進

ア 地域人材の活用に向けた取組の推進

イ 地域団体の育成や交流に向けた取組の推進

ウ 多様な主体との協働・連携に向けた取組の推進

今後の市民館では、複雑化・深刻化する地域課題を、市民とともに乗り越え解決していくため、地域における「生涯学習の拠点」として、利用しやすく、活動しやすい、魅力的な場となるとともに、区役所をはじめ、様々な関係部署と横断的に連携し、地域の多様な主体とも協働・連携しながら、あらゆる世代への学びの機会を提供していきます。

また、学びの成果と、住み慣れた地域がもっとも住みやすくなるような活動とがつながる好循環が生まれるよう、人づくり、つながりづくりを支えることで、地域づくりを進めます。

#### 管理・運営の方向性

##### (1) 市民館の管理・運営

###### ア 今後の管理・運営の検討

今後の市民館については、施設を核として、社会教育を通じた「人づくり」「つながりづくり」の機能を最大限に発揮しながら、学校も含めた身近な地域のさまざまな施設や団体等と、より協働・連携できる体制づくりを検討していきます。

###### イ 効率的・効果的な管理・運営手法の検討

今後の管理・運営にあたっては、それぞれの施設形態や諸室の配置、設備の違いなどに応じた適切な維持管理を実施するとともに、求められる多様なニーズへの柔軟な対応など、効率的・効果的な管理・運営手法を検討していきます。

##### (2) 市民館における事業・サービス

###### ア 今後の市民館・図書館における事業・サービスの充実

今後の市民館については、社会教育法の目的を達成するための事業やサービスを継続して実施するとともに、幅広い世代を対象とした事業・サービス、地域への愛着を生み出す事業・サービス、地域の課題解決につながる事業・サービスなどの充実を進めています。

###### イ 柔軟な利用ルールや効率的・効果的な事業・サービス提供手法の検討

利用者や関係団体、地域等との協働・連携による、対話を基本とした柔軟な利用ルールの検討やスペースの有効活用、サービスの質の向上のための民間活用などの効率的・効果的な事業・サービス提供手法を検討していきます。

#### 事業推進に向けた人材育成の方向性

##### (1) 市民館職員に求められる役割

社会教育振興を担う専門的職員として、社会教育振興事業の企画・実施及び専門的な助言等を通して、地域における市民の学習活動を促進していく役割を担っています。学習成果を地域課題解決やまちづくり等につなげていくことや、地域の多様な人材・資源等を効果的に結びつけ、地域の力を引き出すことなどが求められています。

##### (2) 市民館職員に必要な資質・能力

幅広い視野で市民ニーズや地域の学習課題を把握し、学級・講座を企画立案する能力やコミュニケーション能力、ファシリテーション能力、コーディネート能力等を高めていく必要があります。

##### (3) 市民館・図書館職員の資質・能力の向上のための計画的・体系的な研修

専門的職員として、体系的な理解を深め、個々の専門性の向上を図れるよう、各種研修・研究活動を実施するとともに、関係部署とも連携しながら幅広い分野の知識の習得や地域課題解決のための知識や技能などを身につけるための計画的・体系的な研修事業の再構築を進めます。

### 第4章 今後の図書館の運営のあり方

#### 図書館運営の基本的な考え方（基本理念）

### 「市民にとって役立つ、地域の中で頼れる 【知と情報の拠点】をめざして」

#### ●今後の図書館のあり方の体系（イメージ図）

【運営の  
基本的な考え方】

【事業・サービスの展開の方向性】

【取組の方向性】

#### (1) 一人ひとりの市民が 使いやすいしくみ づくり

～使いやすく、居心地よく～  
<行きたくなる図書館>

「市民が集い利用しやすい図書館」となることをめざし、図書館の利用をより一層促進するため、図書館を知ってもらう取組や多様なニーズに適切に対応するための取組、更には、多様な広報媒体を活用した、あらゆる世代への情報発信など広報の取組を推進します。

#### (2) 多様な利用ニーズに 対応した読書支援

～お役立ち情報をナビゲート～  
<まちに飛び出す図書館>

「市民に役立つ図書館」となることをめざし、地域の中の多様な主体との協働・連携した取組や他施設等との相互連携による取組を進めるとともに、貸出・返却ポイントの設置の可能性やICTを活用した新たなサービス導入等に向けた検討を行いながら、図書館機能向上のための取組を推進します。

#### (3) 地域や市民に役立つ 図書館づくり

～頼れる“知と情報の拠点”に～  
<地域の“チカラ”を育む図書館>

「地域づくりを支える図書館」となることをめざし、図書館ボランティアの育成・支援の取組や地域課題の解決に向けた相談・支援の取組を進めるとともに、効率的・効果的な図書・資料の収集・保存のため、共同書庫の設置の可能性等について検討を行いながら、多様なニーズに対応する図書サービスの取組を推進します。

今後の図書館は、市民自らによる課題解決を支援するため、図書館の強みを活かし、地域の中で頼れる「知と情報の拠点」として、地域資料も含めた多様な図書・資料等を収集し、誰もが使いやすく、居心地のよい場となるよう環境整備に努めるとともに、ICTなども積極的に活用しながら、市民生活の質の向上や地域の課題の発見・解決に役立つ情報提供、新たな学びのきっかけづくりを進めています。また、自発的・主体的な学びの成果が、住み慣れた地域で、やりがいのある活動に活かせる好循環が生まれるよう、地域の人づくり、つながりづくりを支えることで、地域づくりを進めます。

市民にとって役立つ、地域の中で頼れる【知と情報の拠点】をめざして

#### 管理運営の方向性

##### (1) 図書館の管理・運営

###### ア 今後の管理・運営の検討

全市的な図書館サービスの向上のため、図書館ネットワーク機能の強化を図るとともに、学校も含めた身近な地域のさまざまな施設や団体等と、より協働・連携できる体制づくりを検討していきます。

###### イ 効率的・効果的な管理・運営手法の検討

今後の管理・運営にあたっては、それぞれの施設形態や諸室の配置、設備の違いなどに応じた適切な維持管理を実施するとともに、求められる多様なニーズへの柔軟な対応など、効率的・効果的な管理・運営手法を検討していきます。

##### (2) 図書館における事業・サービス

###### ア 今後の図書館における事業・サービスの充実

図書館法の目的を達成するための事業やサービスは継続して実施するとともに、図書館の利用をより一層促進する事業・サービス、地域への愛着を生み出す事業・サービス、地域の課題解決につながる事業・サービスなどの充実を進めています。

###### イ 柔軟な利用ルールや効率的・効果的な事業・サービス提供手法の検討

利用者や関係団体、地域等との協働・連携による、対話を基本とした柔軟な利用ルールの検討やスペースの有効活用、サービスの質の向上のための民間活用などの効率的・効果的な事業・サービス提供手法を検討していきます。

#### 事業推進に向けた人材育成の方向性

##### (1) 図書館職員に求められる役割

図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するための専門的職員として、図書・資料の収集・保存・提供を基本とした、地域における市民の生涯学習活動を支える役割を担っています。

##### (2) 図書館職員に必要な資質・能力

地域や利用者等が求めるものを把握し、的確に情報を提供する能力が求められ、コミュニケーション能力や共感力、企画力、コーディネート能力等を高めていく必要があります。

##### (3) 市民館・図書館職員の資質・能力の向上のための計画的・体系的な研修

専門的職員として、体系的な理解を深め、個々の専門性の向上を図れるよう、各種研修・研究活動を実施するとともに、関係部署とも連携しながら幅広い分野の知識の習得や地域課題解決のための知識や技能などを身につけるための計画的・体系的な研修事業の再構築を進めます。

### 第5章 今後の市民館・図書館の施設整備の方向性

#### 1 施設の現状と課題

本市の市民館・図書館は、建築後30年以上経過している施設が約4割となるなど、他の公共施設と同様に老朽化等が課題となっています。

市民の生涯学習活動を支えるとともに多様なニーズに対応するために市民館・図書館の一層の利用環境の向上を図る必要があります。

#### 2 環境整備の主な取組

##### (1) 川崎市立労働会館及び教育文化会館再編整備の推進

「川崎市教育文化会館及び川崎市立労働会館の再編整備に関する基本構想」(平成31(2019)年3月策定)に基づき、令和3(2021)年1月に「川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画」を策定し、老朽化対策をはじめ特定天井対策や耐震対策等の防災・BCP対策の実施とともに、空間・機能の融合化やユニバーサルデザイン化の推進、環境や公園との共生等を図ることにより、今後60年程度の施設利用を目指す長寿命化対策を実施すること等を施設整備の方針としました。

##### (2) 新しい宮前市民館・図書館の整備の推進

「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針」(平成31(2019)年3月策定)に基づき、令和2(2020)年8月に「新しい宮前市民館・図書館基本計画」を策定し、市民館・図書館の融合や現諸室の利用状況等を踏まえた諸室の規模の適正化の他、多機能化や高機能化等の多目的化、可変性の確保や市立図書館全体の共同書庫の設置の可能性、フリースペース等の新規・拡充スペース等の創出の検討など、スペースの再構築と有効活用等を施設整備方針としました。

#### 3 施設整備の基本方針

このあり方における事業・サービスの展開の方向性や「資産マネジメント第3期取組期間の実施方針」の策定に向けた取組等の関連施策の動向、社会状況の変化等を踏まえ、現在の施設を基本とし、次の基本方針に基づき施設整備を進めていきます。

##### (1) 長寿命化による施設整備

築30年以上経過した施設の躯体や設備等の調査を順次実施し、個別の施設の詳細な老朽化の状況等を把握します。その上で、「既存の施設を最大限活用する」という本市の資産マネジメントの考え方に基づき、施設の使用期間を60年以上とすることを目標とする長寿命化による施設整備を基本とした取組を進めます。

##### (2) 計画的かつ効率的・効果的な施設整備

施設規模・条件、躯体・設備等の老朽化の進行状況やメンテナンス性、利用状況、工事の中長期的な施設利用への影響、防災やまちづくり施策上の位置づけ等を総合的に勘案した上で、安全・安心面、機能面、環境面における対策が効率的に効果を発揮するメニューを中心とした施設整備等を検討の視点とし、社会状況の変化も踏まえた施設整備を計画的に推進します。

##### (3) 橫断的な対応による施設整備

###### ア トイレの快適化

トイレの快適化については、令和2(2020)年度に幸・多摩・麻生市民館・図書館でモデル事業として設計を実施しています。モデル事業の検討状況や他の施設の劣化状況等を踏まえ、順次、トイレの快適化を推進します。

###### イ 特定天井対策

「川崎市公共建築物特定天井対応方針」(令和元(2019)年11月策定)に基づき、宮前市民館ホールは令和2(2020)年度中に事業着手し、また、幸・高津・多摩・麻生市民館ホールは、令和5(2023)から7(2025)年度の間で事業着手することを目標としています。

###### ウ 図書館ネットワーク機能の強化に向けた検討

効率的・効果的な図書・資料の収集保存や閉架書庫のコンパクト化によるスペースの有効活用等の視点に基づき、市立図書館全体の共同書庫の設置の可能性について検討を進めます。

また、他の公共施設との複合化、自動車文庫や民間施設の活用等の視点に基づき、図書等の貸出・返却ポイントの設置の可能性についても検討を進めます。

### 第6章 今後の市民館・図書館のあり方に基づく取組の推進に向けて

このあり方では、概ね10年後の未来に向けて、「人生100年時代の生涯学習社会の実現」という理念を掲げ、今後の市民館・図書館が「学びと活動を通じたつながりづくり」の役割を果たしていくため、本市の社会状況や施設の現状と課題などを踏まえながら、それぞれの施設運営や施設整備の方向性を示しています。

このあり方に基づく今後の取組の推進にあたり、これまで進めてきた取組については、利用ニーズを踏まえた柔軟な対応や新たな工夫をしながら引き続き推進するとともに、今後に検討が必要な取組については、令和3年度に予定されている総合計画第3期実施計画や行財政改革第3期プログラムの策定作業とも整合性を図りながら、かわさき教育プラン第3期実施計画への位置づけを検討するなど、着実な取組の推進を図ります。

#### 1 庁内における推進体制

市民館・図書館を含めた市民の生涯学習を支える施策の推進にあたっては、教育、子ども、保健、福祉、まちづくり、環境分野の施策をはじめ、平和・人権や男女平等、文化・芸術、スポーツなど、多岐にわたる分野の施策とのより一層の連携が必要となります。

本市における生涯学習施策について、府内で相互に連携して総合的に推進するため、府内関係部局区で連携するしくみづくりを行い、府内の関係部局間における横断的な調整を図ります。

#### 2 事業推進における市民意見聴取

これまで、本市における社会教育の推進にあたっては社会教育委員会議から、また、市民館における各種事業の企画実施や図書館の運営などに関しては、各市民館・図書館専門部会から、ご意見をいただきながら円滑な運営に努めています。

また、このあり方の策定作業においては、市民からの意見を伺うしきみとして、ワークショップやアンケートによる多くの市民意見聴取に努めました。

今後のあり方に基づく取組の推進にあたっても、引き続き社会教育委員会議等を通じた専門的な意見に加え、利用者や関係団体をはじめとする様々な主体との対話を基本とした事業推進に努めています。